

放課後児童会におけるおやつ提供について

料 金

月額 2,000円

提 供 日

月曜日～金曜日の児童会開室日

※土曜日については、各家庭からおやつをお持ちください。

徴収方法

公設公営児童会（大久保、谷津、実籾、実花、香澄、谷津南）
児童育成料と同様に市で徴収します。

公設民営児童会（つだぬま、藤崎、大久保東、東習志野、袖ヶ浦西、袖ヶ浦東、秋津、屋敷、向山、鷺沼）

各事業者で徴収します。詳細は在籍児童会の職員にお問い合わせください。なお、生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯は、児童会に児童育成料減免可否決定通知書を提出してください。

献 立

献立表は、児童会で配布しているほか、市のホームページに掲載しています。品数は、1日2～3品程度です。献立表には、以下の内容を表示しています。

おやつの内容、カロリー、原材料、特定原材料7品目（卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生）の表示、特定原材料に準じるもの20品目（あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン）

アレルギー

「放課後児童会入会申請書兼放課後児童会おやつ提供申込書」に希望される献立を御記入の上、児童育成課に提出してください。

献立・提供の仕方	内容
アレルギー対応献立 （月額 2,000円）	- 特定原材料7品目（卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生）が除去された献立です。 - コンタミネーション（製造過程で特定原材料等が混入してしまうこと）には対応していません。
通常献立からの特定原材料等の除去 （月額 2,000円）	- 児童会の職員が、通常献立のおやつからあらかじめ申し出ていただいた特定原材料等を含むおやつを一部除去する対応を行います。 - 一部除去の場合、代替品はありません。なお、原則として家庭から代替品を持ち込むことはできません。 - アレルギー等疾病以外の理由での除去対応はできません。
重度のアレルギー、 疾病等やむを得ない理由により、自宅からおやつを持参 （自己負担なし）	- 重度のアレルギー、疾病等の理由で、市が提供するおやつでは対応が難しいお子様については、おやつを御持参していただくこととなります。自宅から持参するおやつが要冷蔵の場合、児童育成課又は各児童会に御相談ください。 - 麦茶は提供させていただきます。

そ の 他

当日に限り、常温で持ち帰り可能なおやつは持ち帰れます。

